

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 6 月 1 日

【会社名】 株式会社 S H I F T

【英訳名】 SHIFT Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 丹下 大

【本店の所在の場所】 東京都港区麻布台一丁目 3 番 1 号麻布台ヒルズ 森JPタワー

【電話番号】 03 (6809) 1165 (代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部経理部部長 山口 瞬

【最寄りの連絡場所】 東京都港区麻布台一丁目 3 番 1 号麻布台ヒルズ 森JPタワー

【電話番号】 03 (6809) 1165 (代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部経理部部長 山口 瞬

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

2026年5月29日

(2) 当該事象の内容

当社の持分法適用関連会社である株式会社ライズ・コンサルティング・グループの株式について、取得原価と比べて時価が著しく下落したため、減損処理により関係会社株式評価損（個別）45億円（概算）を特別損失として計上する見込みです。個別決算における関係会社株式の減損処理につきましては、原則として市場株価を基礎として回収可能価額を算定しております。

一方、連結決算における持分法適用投資の評価については、これまで持分法により当該会社の損益を連結損益に取り込んでいることに加え、市場株価のみならず当該会社の事業計画等を踏まえて回収可能価額を総合的に検討する必要があることから、減損処理額は個別決算における金額とは異なる見込みです。なお、連結決算においては持分法による投資損失を営業外費用として計上する見込みですが、金額は現在精査中です。

さらに、当社の投資有価証券の一部である株式会社ぐるなびの株式について、取得原価と比べて時価が著しく下落したため、投資有価証券評価損（個別・連結）3億円（概算）を特別損失として計上する見込みです。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により計上する関係会社株式評価損（個別）、持分法による投資損失（連結）及び投資有価証券評価損（個別・連結）の具体的な金額につきましては現在精査中であり、詳細が判明次第、開示いたします。